箕輪町商工会 月極め広告看板設置サービス運用細則

1. このサービスは、箕輪町内事業所の発展に資することを目的とする。よって、町内事業所以外の利用は原則として認めない。但し、官公庁・公的団体はこの限りではない。
2. このサービスは、箕輪町商工会館の所定の場所に町内事業所の販売促進等を目的とする広告看板を設置（掲示）するもので、掲示する看板等の内容及び利用に対して信用を供与するものでない。また、下記事項を遵守するものとする。
   （1）政治宣伝、宗教、風俗営業、消費者金融および反社的勢力に関する内容でないこと。
   （2）関係法規に違反しないこと。
   （3）消費者等に誤解を与える恐れがないこと。
   （4）不当な競争を連想させる内容でないこと。
   （5）閲覧者に不快感を与える内容でないこと。
   （6）その他、当該サービス運用上不適当な事項がないこと。
3. 前条に反するあるいはその他の理由により、箕輪町商工会が不適当と認める場合、このサービスは履行しない。また、展示中に不適当と認められた場合は、掲示を中止する場合がある。
4. 本サービスは、申込先着順とするため、空が無い場合は、希望の時期から掲示ができない場合がある。また、上段・下段の展示位置は申込時に指定できるが、展示する場所の指定はできないものとする。
5. 掲載する看板等の内容に関する責任は、一切広告主に帰属する。
6. 当サービスに関する手続き上のトラブルは、双方誠意をもって対応すること。また、当サービスにより生じた取引上のトラブル等について、箕輪町商工会は一切の責任を負わない。
7. 掲示の契約は月極めとするが、途中、掲示内容を変更することは可能とする。その際には、展示物の内容について、箕輪町商工会の確認が必要となる。
8. 本サービスの料金は、1区画が縦 60 ㎝×横 70 ㎝、掲示場所上段が月 1,500 円（税込）、下段が月 1,000 円（税込）とし、商工会非会員は2倍の料金とする。料金は、承認後最初の掲示日までに支払うものとし、契約更新をする場合は、更新時に料金徴収する。なお、月の途中で契約した場合も、月額は変わらない。
9. この運用細則に同意した場合、下記の申込書に必要事項を記入し、展示予定物の見本と共に、箕輪町商工会へ提出すること。展示物の確認をし、承認された場合、掲示物の持ち込み日などを連絡する。

附則：この規定は令和4年 10 月 11 日より施行する

箕輪町商工会 月極め広告看板設置サービス申込書（同意書）

令和　　年　　月　　日

事業所名		代表者名	
電話番号		担当者名	
展示場所	上段　・　下段	契約申込月数	月～　　月（　　ヶ月）

※商工会処理欄　承認日：　　月　　日　掲示開始：　　月　　日　　掲示終了予定：　　月
料金：　　円